

# 長野県中信地区共同宣教司牧委員会 規約

## [名称]

本委員会は、長野県中信地区共同宣教司牧委員会（以下「本会」という）と称する。

## [目的]

本会は、カトリック横浜司教区 司教書簡「共同宣教司牧に向けた新たな宣教司牧評議会と地区共同宣教司牧委員会」の趣旨に従い、長野県中信地区レベルでの共同宣教司牧を推進することを目的とする。

## [事務所]

本会の事務所は担当司祭の所属する教会に置く。

## [委員と委員会]

本会の委員は中信地区の司祭と、修道会、各教会から派遣された者とする。

### 委員の構成

各教会主任司祭	1名
各教会助任司祭、協力司祭	若干名
各修道会	1名
各教会信徒	2～3名

## [拡大委員会]

本会は必要に応じて、各教会の実務に携わる者と同席した拡大委員会を開く事ができる。

## [役員]

本会は次の役員を置く。

### 役員の内訳

担当司祭	1名
会長	1名
書記	1名
会計	1名

## 役員を選出と任期

役員を選出は話し合いで決め、任期は2年とする。再選はさまたげない。

## 役員職務

1. 担当司祭は運営全般にわたり指導し、会計監査を行う。
2. 会長は会議を招集し、会の運営に当たる。
3. 書記は議事録を作成、保管する。
4. 会計は金銭出納帳を作成し、現金及び通帳を保管する。なお、貯金通帳の代表者は担当司祭とする。

## [運営]

本会の会議は四半期に1回、計4回とする。

本会は必要に応じて、拡大委員会を招集することができる。

## [事業年度]

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## [会費]

本会の活動に必要な費用は、各教会の前年度の教会会計（1月から12月）の月定献金・ミサ献金の1%を各教会が負担する。

## [附則]

1. 本会の規約の変更は、委員の3分の2以上の賛成があるとき、成立する。
2. 必要に応じて、本会は事業の推進のため、各教会に応分の負担を求めることができる。
3. この規約は2008年4月1日発効する。